

資料 1 - 1

地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画（素案）について

県立病院機構本部、医療政策課

1 中期計画とは

(1) 定義 [逐条解説 地方独立行政法人法 第 26 条]

中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画を地方独立行政法人自身が中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施することとするもの。

(2) 規定すべき具体的な事項 [地方独立行政法人法第 26 条第 2 項、長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則]

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額 等
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

（施設及び設備に関する計画、法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 等）

2 第 5 回評価委員会で意見を聴取する事項（案）

中期計画（素案）について…資料 1 - 2 ※予算は別途検討中

- 観点 ●今後の見通し懇談会、中期目標の意図を反映したものになっているか
●実現手段を記載しているか

(1) 各病院の方向性について

第 2 県民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上

1 (1)～(5) 各病院の記述

（懇談会等を踏まえ、各病院の提供サービスや業務が具体的に記述されているか）

(2) 経営改善の取組について

第 3 1 業務運営体制の強化

3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり

第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1 (5)人件費含む）

第 9 その他業務運営に関する事項 2 施設整備及び医療機器に関する事項

（経営改善の実現手段が記載されているか、

機構の経営改善の取組の方向性はよいか…資料1-3)

(3) 機構の指標設定について…資料1-4

考え方の妥当性（指標の多さ、細かさ、指標の内容、経営改善への寄与 等）

※令和5年度に行われた指標ワーキンググループの議論も踏まえる

3 策定作業に係るこれまでの取組

- (1) 病院長と理事長との意見交換、中期計画素案作成
- (2) 第5回病院機構理事会での議論
- (3) 第4回評価委員会での意見聴取
- (4) 第6回病院機構理事会での議論

4 今後の予定

令和7年1月予定…●評価委員各位、庁内関係者等への意見照会

令和7年1月… ●病院機構理事会における承認、認可申請

●県予算運営費負担金・特別会計（起債）及び機構中期計画予算の検討

令和7年1月下旬…●原案の作成（令和6年度 第6回評価委員会において審議）

令和7年2月 …●県議会へ議案提出

令和7年3月 …●議決後に認可